

石川県特定給食施設等栄養管理指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等を的確に把握するとともに、法、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）及び健康増進法施行細則（平成15年石川県規則第51号。以下「細則」という。）に基づき施設設置者、管理者及び給食関係者に対し適切な指導を行い、利用者の栄養管理に努めることにより、県民の栄養状態の改善、健康の維持向上を図るために必要な事項を定めるものとする。

(指導対象)

第2条 指導対象は、次のとおりとする。

(1) 指導対象施設

ア 特定給食施設

法第20条第1項に基づき規則第5条に定める施設（以下「特定給食施設」という。）。
（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）

イ 小規模特定給食施設

ア以外の施設であって、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち継続的に1回20食以上100食未満又は1日50食以上250食未満の食事を供給する施設（以下「小規模特定給食施設」という。）。

(2) 指導対象者

特定給食施設並びに小規模特定給食施設の設置者、施設管理者、給食管理者、管理栄養士、栄養士及び調理師等給食担当者。

(指導対象施設の把握)

第3条 特定給食施設及び小規模特定給食施設の開始、変更、休止、廃止及び再開の届出は次のとおりとする。

(1) 特定給食施設

保健所長は、特定給食施設を設置した者に対し給食の開始、変更、休止、廃止及び再開について細則に基づき届出書を提出させるものとする。

(2) 小規模特定給食施設

ア 保健所長は、第2条（1）イに定める小規模特定給食施設を設置した者に対し、その事業の開始の日から一月以内に、小規模特定給食施設開始届書（第1号様式）により届出を行うよう指導するものとする。

イ 保健所長は、アに基づく指導により届出をした者に対し、その届出の事項に変更を生じたときは、その日から一月以内に小規模特定給食施設変更届書（第2号様式）により届出を行うよう指導するものとする。

ウ 保健所長は、アに基づく指導により届出をした者に対し、その届出に係る給食を休止し、又は廃止したときは、その日から一月以内に、小規模特定給食施設休止・廃止届書（第3号様式）により届出を行うよう指導するものとする。

エ 保健所長は、ウに基づく指導により届出をした者に対し、再開したときは、

その日から一月以内に小規模特定給食施設再開届書（第1号様式）により届出を行うよう指導するものとする。

（報告の徴収）

第4条

（1）特定給食施設

保健所長は、法第24条第1項に基づき、毎年4月末日までに特定給食施設の管理者に対し当該施設の前年度の栄養管理状況について、石川県特定給食施設等栄養管理報告書（第4号様式）により報告を求めるものとする。

（2）小規模特定給食施設

保健所長は、栄養管理上必要があると認めるときは、毎年4月末日までに小規模特定給食施設の管理者から、当該施設の前年度の栄養管理状況について石川県特定給食施設等栄養管理報告書（第4号様式）により報告を求めるものとする。

（指定通知）

第5条

（1）法第21条第1項の規定により知事が指定する施設の指定及び指定の取消は、細則に定める様式により行うものとする。

（2）保健所長は、法第21条第1項の規定による指定及びその取消を行ったときは、その通知書の写を添付し、速やかに健康推進課長に報告するものとする。

（指導及び助言）

第6条

（1）特定給食施設

保健所長は、特定給食施設の設置者に対し、法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し、法第22条に基づき、細則に定める様式により必要な指導及び助言を行うものとする。

（2）特定給食施設及び小規模特定給食施設

保健所長は、特定給食施設及び小規模特定給食施設の管理者に対し、栄養管理の実施について巡回指導を行ったときは、法第18条第1項第2号に基づき、特定給食施設等巡回指導結果票（第5号様式）により必要な指導及び助言を行うものとする。

（台帳）

第7条 保健所長は、特定給食施設並びに小規模特定給食施設の各種届出書及び栄養指導員の指導内容について特定給食施設等台帳を整備し、継続的指導を実施するものとする。

附則

この要綱は、平成16年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。